

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飛島村長 加藤 光彦

市町村名 (市町村コード)	飛島村 (234273)
地域名 (地域内農業集落名)	飛島村 (飛島村全域)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水田においては担い手が確保されているが、畑作においては担い手の高齢化や後継者不足により、41haの畑について将来の担い手が確保されておらず、耕作放棄地になることが予想される。持続的に農地を維持していくためにも新たな担い手の確保が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は水稲・麦・大豆が主体であることから、有機農業や減農薬、減肥料に取り組み、他地域との差別化を図るとともに、段階的に農地の集積・集約化を進め、作業の効率化を図る。
水田については目標地図に基づき担い手へ集約化を進めつつ、畑作については村内外から担い手を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	652.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	652.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進め、作業の効率化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

水田については、農地中間管理機構へ貸し付け、段階的に農地の集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農用地の集積・集約化を進める中で、愛知県や土地改良区と連携し老朽化してくる農業用施設の改修を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

愛知県、近隣自治体、JA等と連携して認定農業者や新規就農者など、新たな担い手として育成するため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の担い手への委託を進め、農業経営の効率化と合理化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①カメムシの防除対策として、薬剤の集団散布を行う。
- ⑧愛知県や土地改良区と連携し、水路等の農業用施設を適切に維持管理していく。